

吸収分割に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号
並びに会社法施行規則第 189 条に定める書面)

2026 年 10 月 1 日

株式会社タムラ製作所
株式会社 Tamu Radiance

2026 年 10 月 1 日

(分割会社)

東京都練馬区東大泉一丁目 19 番 43 号

株式会社タムラ製作所

代表取締役社長 中村 充孝

(承継会社)

東京都渋谷区恵比寿三丁目 8 番 1 号

株式会社 Tamu Radiance

代表取締役社長 石田和好

吸収分割に係る事後開示書面

株式会社タムラ製作所（以下「分割会社」といいます。）及び株式会 Tamu Radiance（以下「承継会社」といいます。）は、2026 年 10 月 1 日付をもって、2026 年 7 月 24 日付の吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます。）に基づき吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。よって、ここに本吸収分割に係る事後開示をいたします。

1. 吸収分割が効力を生じた日

2026 年 10 月 1 日

2. 分割会社における法定手続の経過

(1) 吸収分割をやめることの請求

本吸収分割は、会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当するため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求

本吸収分割は、会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当するため、該当事項はありません。

(3) 新株予約権者の新株予約権買取請求

分割会社においては、会社法第 787 条第 1 項の要件を満たす新株予約権者がいないため、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議申述

分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定により、2026 年 7 月 31 日付の官報及び電子公告をもって公告いたしましたが、同条第 1 項の異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 承継会社における法定手続の経過

(1) 吸収分割をやめることの請求

会社法第 796 条の 2 の規定に従い、承継会社に対して本吸収分割をやめることを請求した承継会社の株主はいませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求

会社法第 797 条第 1 項の規定に従い、承継会社に対して株式の買取を請求した株主はいませんでした。

(3) 債権者の異議申述

分割会社は、会社法第 799 条第 2 項の規定により、2026 年 7 月 31 日付の官報をもって公告し、知れたる債権者に対して個別の催告を実施いたしましたが、同条第 1 項の異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、本吸収分割の効力発生日である 2026 年 10 月 1 日をもって、本吸収分割契約の定めに従い、分割会社の情報機器事業に関する権利義務を分割会社から承継いたしました。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日

本吸収分割に関する分割会社及び承継会社の変更登記は、いずれも 2026 年 10 月 1 日に申請いたしました。

6. その他、吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上